


令和8年度 京都市立安井小学校

「学校いじめ防止基本方針」



学校教育目標
輝く 安井の子の育成
～未来を見据え、「ことば」と「つながり」を大切にした教育の推進～

1 総則

目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」は、どの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校は「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、副教頭、生徒指導主任、養護教諭、
教育相談主任、学年主任、生徒指導部担当教員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

(2) 役割・取組内容

- ・朝会や学校ホームページなどを通じて、児童・保護者へいじめ対策委員会の存在および活動内容を周知。
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・個別面談や相談窓口の集約。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口。
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成。
- ・未然防止の取組の推進や基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。
- ・発見されたいじめ事案への対応。
- ・重大事案への対応。
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定。
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定。
- ・未然防止の取組の年間計画の決定。
- ・個別面談や教育相談の時期や回数決定。

※会議・研修の時期・内容・回数については、後述の「年間計画」に記載。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善・授業内容の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・自主学習の工夫。
- ・学習指導要領に対応したカリキュラム・マネジメントの作成

イ 道徳教育、人権教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・C S S（クラスソーシャルスキル）を元にした道徳教育とのリンク。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施（中学年）。
- ・スマホ・携帯電話、ゲーム機との付き合い方教室の実施（中・高学年）。
- ・学習指導要領に即した指導と評価の一体化。

ウ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・キャリアパスポートを活用した児童自身の目標設定と振り返り。
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・日本の伝統文化体験活動を地域の人に教わる活動を通して地域への所属感の向上（茶道）。

エ 児童同士の絆づくり

- ・児童会主催の活動による豊かなかかわりづくり。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・幼保小連携による園児との交流。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。
- ・授業参観等を利用した感動体験発表。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・学校の約束の中に、「いじめは禁止」を明確に掲載し年間を通じて指導。

- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・「人権の日」を毎月設定し、月ごとのテーマに沿って啓発。
- ・朝会での人権についての話（学校長）。
- ・地域、PTAとともに教職員が取り組むあいさつ運動の実施。
- ・朝会後の担任から児童へ、今月の生活目標についての話。

カ その他

- ・学校評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 児童に対する定期的な調査

① アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケート（記名式）を利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。

② 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談。

イ 相談体制の整備

- ・定期に行う個人懇談会及び随時行う家庭訪問による教育相談の実施。
- ・毎月実施する「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

ウ その他

- ・休み時間、教員が子どもと一緒に過ごすことを通しての、子どもの様子や変化の見取りの励行。
- ・掃除時間、教員と子どもと一緒に掃除をすることによる、よりよい学習環境の整備。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聴き取り、正確な事実関係の記録。
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・被害児童及び加害児童の保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・保護者への説明。

イ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・学級活動を通して情報モラルに対する意識の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・地域生徒指導連絡協議会等を活用しての地域への啓発。
- ・教育委員会と連動した情報モラル教室やケータイ教室の開催。

ウ いじめ事案に対する組織的な対応の流れ

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

『いじめ対策委員会』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】
●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

心の通った指導

【認識の共有化・行動の一元化】

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教育研修による教職員一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

4 保護者・地域、関係機関との連携

保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・休日参観及び自由参観等での道徳の授業公開、人権啓発授業参観及び懇談会における保護者への啓発活動。
- ・スマホ・携帯電話、ゲームとの付き合い方学習の保護者参観。(中・高学年で実施予定)
- ・四条中学校区の地域生徒指導連絡協議会主催の人権標語作りの作成とポスターの掲示。
- ・「ほっこり 子育て ひろば」による子どもの人権を尊重するための保護者啓発。
- ・学校だより、学年だより、学級通信等での「コラム」の有効活用。

5 重大事態への対処

重大事案が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導

- ・教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の関係機関と連携した、児童に対する適切な指導とケアの実施

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施します。ただし、年度途中に予定を変更する場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	人権の日		参観・懇談会
5	いじめ対策委員会② 生徒指導研修会① 人権教育研修会①	人権の日 人権朝会		個人懇談会 1年生を迎える会 休日参観
6	総合育成支援教育研修会① いじめ対策委員会③	人権の日	第1回いじめに関するアンケートの実施 →集約・分析・情報共有 教育相談週間	
7	いじめ対策委員会④ 学校いじめ防止プログラムの見直し①	3年非行防止教室 人権の日 修学旅行	第1回学校評価アンケート実施 第1回クラスマネジメントシートの実施	希望制個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ 生徒指導研修会② 人権教育研修会②			
9	いじめ対策委員会⑥	人権の日		人権参観・懇談会
10	いじめ対策委員会⑦ 生徒指導研修会③ 人権教育研修会③	人権の日		
11	いじめ対策委員会⑧	人権の日 5年山の家野外活動	第2回クラスマネジメントシートの実施	授業参観体育の日
12	いじめ対策委員会⑨ 学校いじめ防止プログラムの見直し②	人権の日 人権集会	第2回いじめに関するアンケートの実施 →集約・分析・情報共有 教育相談週間	希望制個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑩ 生徒指導研修会④	人権の日		学習発表タイム

	総合育成支援教育研修会②			
2	いじめ対策委員会⑪ 人権教育研修会④	人権の日	第2回学校評価 アンケート実施 第2回いじめに関するアンケートの実施 →集約・分析・情報共有 教育相談週間	新1年入学説明会 参観・懇談会
3	いじめ対策委員会⑫ 学校いじめ防止プログラムの見直し③ 生徒指導研修会⑤	人権の日		6年生を送る会